

「川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正」に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

厚生労働省において平成28年4月1日に施行された、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部省令改正に伴い、本市条例の一部改正に向けて、市民意見の反映を図るためパブリックコメントを実施しました。

2 意見募集の概要

題 名	川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正について
意見の募集期間	平成28年4月20日（水）～平成28年5月1日（日）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所（市政資料コーナー）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所（市政資料コーナー）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	1通（1件）
電子メール	1通（1件）
FAX	0通（0件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

寄せられた御意見は、概ね川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正の趣旨に賛同する御意見であったことから、当初案のとおり改正の手続きを進めます。

（1）御意見に対する市の考え方の区分説明

- A 御意見を踏まえ、一部改正に反映させたもの
- B 一部改正の趣旨に沿った御意見であるもの
- C 趣旨を踏まえ、今後検討するもの
- D 一部改正に対する御意見・御要望であり、一部改正を説明・確認するもの
- E その他

(2) 御意見の件数と市の考え方の区分

項 目	件数	市の考え方の区分				
		A	B	C	D	E
ア. 人員配置に関すること	1		1			
合 計	1		1			

(3) 具体的な御意見の内容と市の考え方

ア. 人員配置に関すること(1件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	看護職員の人員配置はなかなか難しい。介護給付が低下しているので人員を養うことが大変になるために考えないといけない。	看護職員については、人材確保が難しい状況があることから、「(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所」の看護職員は、同一の敷地内にある「地域密着型通所介護事業所」の職務に従事することができることとしました。	B